

# 最高人民法院による民事訴訟における証拠に関する若干の規定

中華人民共和国最高人民法院

公告

『「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」の改正に関する最高人民法院の決定』は 2019 年 10 月 14 日付けで最高人民法院審判委員会の第 1777 回会議にて可決されたので、ここに公布する。同規定は、2020 年 5 月 1 日より施行する。

最高人民法院

2019 年 12 月 25 日

## 最高人民法院による 民事訴訟における証拠に関する若干の規定

(2001年12月6日付けの最高人民法院審判委員会の第1201回会議にて可決された。2019年10月14日付けの最高人民法院審判委員会の第1777回会議『「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」の改正に関する決定』に従って改正を行った)

人民法院による事件事実の正確な認定、民事事件への公正、適時な審理を保証し、当事者の法による訴訟権利の行使を保障かつ円滑化するために、『中華人民共和国民事訴訟法』(以下、「民事訴訟法」という)等の関連法律の規定により、民事裁判の経験及び現状を踏まえて、本規定を制定する。

### 一、当事者による挙証

**第一条** 原告が人民法院に提訴し又は被告が反訴を提起する場合、起訴条件を満たす相応の証拠資料を添えなければならない。

**第二条** 人民法院は、当事者が合理的な期間内に挙証を積極的、全面的、正確かつ誠実に完成させるよう促すために、挙証の要求及び法的結果を当事者に説明しなければならない。

当事者は客観的な事由により自ら収集できない証拠について、人民法院に調査・収集を申し立てることができる。

**第三条** 訴訟過程において一方当事者が自己に不利な事実を陳述し、又は自己に不利な事実を明確に肯定した場合、他方当事者は挙証して証明する必要がない。

証拠交換、尋問、調査過程において、又は起訴状、答弁書、代理書等の書面資料において、当事者が自己に不利な事実を明確に肯定した場合、前項の規定を適用する。

**第四条** 他方当事者の主張した自己に不利な事実について、一方当事者が肯定も否定もせず、裁判官から説明、尋問された後にも、依然として認否を明確にしなかった場合、当該事実を認めたものとみなされる。

**第五条** 当事者が訴訟代理人に訴訟への参加を委託した場合、授權委託書に明確に排除された事項を除き、訴訟代理人の自認は当事者の自認とみなされる。

当事者がその場で訴訟代理人の自認を明確に否定した場合、自認とみなされない。

**第六条** 通常共同訴訟において、共同訴訟人のうちの一人又は複数人が自認した場合、自認した当事者に対して効力が生じる。

必要的共同訴訟において、共同訴訟人のうちの一人又は複数人が自認したが、その他

の共同訴訟人が否定した場合、自認の効力が生じない。その他の共同訴訟人が肯定も否定もせず、裁判官から説明、尋問された後にも依然として意見を明確にしなかった場合、共同訴訟人全員の自認とみなされる。

**第七条** 他方当事者の主張した自己に不利な事実について、一方当事者が制限又は追加条件付きで肯定した場合、人民法院は事件の状況を総合して自認を構成するか否かを決定する。

**第八条** 『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する事実には、自認に関する規定を適用しない。

自認した事実が既に究明された事実と合致しない場合、人民法院はこれを確認しない。

**第九条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、当事者が法廷での弁論終結前に自認を取り下げた場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

- (一) 相手方当事者の同意を得た場合。
- (二) 脅迫されて又は重大な誤解があつて自認した場合。

人民法院は当事者による自認の取下げを許可した場合、口頭又は書面による裁定を下さなければならない。

**第十条** 次の各号に掲げる事実について、当事者は挙証して証明する必要がない。

- (一) 自然法則及び定理、定律。
- (二) 周知の事実。
- (三) 法律規定により推定された事実。
- (四) 既知の事実及び日常生活の経験法則に基づいて推定された事実。
- (五) 仲裁機構の発効した裁決により確認された事実。
- (六) 人民法院の法的効力が発生した裁判により確認された事実。
- (七) 有効な公証文書により証明された事実。

前項第二号から第五号までの事実について、当事者がそれを反駁するのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。第六号、第七号の事実について、当事者がそれを覆すのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。

**第十一条** 当事者は、人民法院に証拠を提出するにあたって、原本又は原物を提出しなければならない。自ら原本・原物を保存する必要があり、又は原本・原物の提出が確かに困難な場合、人民法院によって相違がないと確認された複製物や複製品を提出してもよい。

**第十二条** 動産を証拠とする場合、原物を人民法院に提出しなければならない。当該原物が移動又は保存に向かない場合、当事者はその複製品、映像資料又はその他の代替品を提供することができる。

人民法院は、当事者から提出された動産又は代替品を受け取った後に、人民法院又は保存現場で検査するよう速やかに当事者双方に通知しなければならない。

**第十三条** 当事者は不動産を証拠とする場合、当該不動産の映像資料を人民法院に提出しなければならない。

人民法院は必要があると認めた場合、現場で検査するよう当事者双方に通知しなければならない。

**第十四条** 電子データには次の各号に掲げる情報、電子文書が含まれる。

(一) ウェブページ、ブログ、マイクロブログ等のネットワークプラットフォームによって発表された情報。

(二) 携帯電話ショートメッセージ、電子メール、インスタントメッセージ、通信グループ等のネットワークアプリケーションサービスの通信情報。

(三) ユーザー登録情報、身元認証情報、電子取引記録、通信記録、ログインログ等の情報。

(四) ドキュメント、画像、オーディオ、ビデオ、デジタル証書、コンピュータプログラム等の電子文書。

(五) デジタル形式で保存、処理、伝送されている、事件の事実を証明できるその他の情報。

**第十五条** 当事者は視聴覚資料を証拠とする場合、当該視聴覚資料が記憶されたオリジナルの媒体を提供しなければならない。

当事者は電子データを証拠とする場合、原本を提供しなければならない。電子データの作成者によって作成された原本に一致する副本、又は電子データから直接派生した印刷物若しくは表示、識別可能なその他の出力媒体は、電子データの原本とみなされる。

**第十六条** 当事者が提出する公文書書証は、中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公認機関による証明を得るか、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。

中華人民共和国域外で形成された身分関係に係る証拠は、所在国の公認機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。

当事者が人民法院に提出する証拠は、香港、マカオ、台湾地区で形成されたものである場合、関連証明手続きを履行しなければならない。

**第十七条** 当事者は人民法院に外国語の書証又は外国語の説明資料を提出する場合、中国語の訳文を添えなければならない。

**第十八条** 当事者双方間で争議がない事実が『「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は当事者に関連証拠の提供を命じることができる。

**第十九条** 当事者は、それが提出する証拠資料を逐一分類して番号を付け、証拠材料

の出所、証明対象及び内容を簡単に説明し、署名・捺印し、提出日付を明記し、かつ相手方当事者の人数分の副本を提出しなければならない。

人民法院は、当事者が提出した証拠資料を受領した場合、受領書を発行し、証拠の名称、部数、頁数及び受領した時間を明記し、担当者が署名又は捺印しなければならない。

## 二、証拠の調査・収集及び保全

**第二十条** 当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠の調査・収集を申し立てる場合、挙証期間の満了前に書面による申立書を提出しなければならない。

申立書には、被調査人の氏名又は单位名称、住所等の基本的状況、調査・収集しようとする証拠の名称又は内容、人民法院による証拠の調査・収集が必要とされる事由及びその証明しようとする事実並びに明確な手掛かりを明記しなければならない。

**第二十一条** 人民法院が調査・収集する書証は、原本であっても、相違がないと確認された副本又は複製物であってもよい。副本又は複製物である場合、調査記録に出所及び証拠取得状況を記載しなければならない。

**第二十二条** 人民法院が調査・収集する物証は、原物でなければならない。被調査人は、原物の提出が確かに困難な場合、複製品又は映像資料を提出してもよい。複製品又は映像資料を提出する場合、調査記録に証拠取得状況を記載しなければならない。

**第二十三条** 人民法院は視聴覚資料、電子データを調査・収集するにあたって、被調査人に原始担体の提出を求めなければならない。

オリジナルの媒体の提出が確かに困難な場合、複製物を提出してもよい。複製物を提出する場合、人民法院は調査記録にその出所及び作成の経緯を記載しなければならない。

人民法院が視聴覚資料、電子データについて証拠保全措置を講じる場合、前項の規定を適用する。

**第二十四条** 人民法院は鑑定を必要とする可能性がある証拠を調査・収集するにあたって、関連技術規範を遵守し、証拠が汚染されないように確保しなければならない。

**第二十五条** 当事者又は利害関係者が『民事訴訟法』第八十一条の規定により証拠保全を申し立てる場合、申立書には保全する必要がある証拠の基本的状況、保全を申し立てる理由及び講じようとする保全措置等の内容を明記しなければならない。

当事者は『民事訴訟法』第八十一条第一項の規定により証拠保全を申し立てる場合、挙証期間満了前に人民法院に申し立てなければならない。

法律、司法解釈において訴訟前の証拠保全に関する規定がある場合、その規定に従う。

**第二十六条** 当事者又は利害関係者が保全対象物の使用、流通を制限する差押、押収等の保全措置を申し立てるか、又は保全により証拠保有者に損失を与える可能性がある場合、人民法院は申立人に相応の担保の提供を命じなければならない。

担保方式又は金額は、人民法院が保全措置の証拠保有者に対する影響、保全対象物の

価値、当事者又は利害関係者の争議にかかる訴訟物の金額等の要素に応じて総合的に確定する。

**第二十七条** 人民法院は証拠保全にあたって、当事者又は訴訟代理人の立ち会いを求めることができる。

人民法院は当事者の申立及び具体的な状況に応じて、差押、押収、録音、録画、複製、鑑定、検証等の方法で証拠保全を行い、かつ記録を作成することができる。

証拠保全の目的に合致する状況下で、人民法院は証拠保有者の利益への影響が最も小さい保全措置を選択しなければならない。

**第二十八条** 誤った証拠保全の申立により財産損失をもたらし、当事者が賠償責任の負担を申立人に請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

**第二十九条** 人民法院が訴訟前の証拠保全措置を講じた後に、当事者がその他の管轄権のある人民法院に訴訟を提起した場合、保全措置を講じた人民法院は、当事者の申立により、保全した証拠を事件を受理した人民法院に速やかに移管しなければならない。

**第三十条** 人民法院は、事件の審理過程において、鑑定意見によって要証事実を証明する必要があると認めた場合には、当事者に説明し、鑑定申立期間を指定しなければならない。

『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は職権により鑑定を委託しなければならない。

**第三十一条** 当事者は鑑定の申立にあたって、人民法院から指定された期間内に提出するとともに、鑑定費用を前納しなければならない。期限を過ぎても申し立てをしなかった場合又は鑑定費用を前納しなかった場合、申立を放棄したものとみなされる。

鑑定を必要とする要証事実について挙証責任を負う当事者は、人民法院から指定された期間内に正当な理由なく鑑定を申し立てず、或いは鑑定費用を前納せず、又は関連資料の提出を拒否したことで、要証事実を究明できなかった場合、挙証不能の法的結果を負担しなければならない。

**第三十二条** 人民法院は鑑定申立を許可した場合、当事者双方が協議の上、相応の資格を有する鑑定人を決定するよう組織しなければならない。当事者の協議が成立しない場合、人民法院が指定する。

人民法院は職権により鑑定を委託する場合、当事者の意見を聴取した後に、相応の資格を有する鑑定人を指定することができる。

人民法院は、鑑定人を決定した後に委託書を発行しなければならない。委託書には、鑑定事項、鑑定範囲、鑑定目的及び鑑定期間を明記しなければならない。

**第三十三条** 人民法院は、鑑定開始の前に、鑑定人に対して承諾書への署名を求めなければならない。承諾書には、鑑定人が鑑定の客観的、公正、誠実な実施を保証し、出

延・証言を保証し、虚偽の鑑定をした場合に法的責任を負担しなければならない等の内容を明記しなければならない。

鑑定人が故意に虚偽の鑑定をした場合、人民法院は鑑定費用の払戻しを命じるとともに、情状に応じて、『民事訴訟法』第百十一条の規定に従って処罰しなければならない。

**第三十四条** 人民法院は、当事者が鑑定資料について証拠質疑を行うよう組織しなければならない。証拠質疑を受けていない資料は、鑑定の根拠としてはならない。

人民法院の許可を経て、鑑定人は証拠の取り寄せ、物証と現場の検証及び当事者又は証人への尋問を行うことができる。

**第三十五条** 鑑定人は人民法院の確定した期間内に鑑定を完了し、かつ鑑定書を提出しなければならない。

鑑定人が正当な理由なく時間通りに鑑定書を提出しなかった場合、当事者は別の鑑定人に鑑定を委託するよう人民法院に申し立てることができる。人民法院が許可した場合、原鑑定人は既に受領した鑑定費用を払い戻さなければならない。払戻しを拒否した場合、本規定第八十一条第二項の規定に従って処分する。

**第三十六条** 人民法院は、鑑定人から提示された鑑定書について、次の各号に掲げる内容を有するか否かを審査しなければならない。

- (一) 委託法院の名称。
- (二) 鑑定委託の内容。
- (三) 鑑定資料。
- (四) 鑑定の根拠とされる原理、方法。
- (五) 鑑定過程に対する説明。
- (六) 鑑定意見。
- (七) 承諾書。

鑑定書には、鑑定人が署名又は捺印するとともに、鑑定人の相応の資格証明を添えなければならない。機構に鑑定を委託した場合、鑑定書に鑑定機構が捺印するとともに、鑑定担当者が署名しなければならない。

**第三十七条** 人民法院は鑑定書を受領した後に、速やかに副本を当事者に送付しなければならない。

当事者は鑑定書の内容について異議がある場合、人民法院から指定された期間内に書面で申し立てなければならない。

当事者の異議について、人民法院は解釈、説明又は補足を行うよう鑑定人に求めなければならない。人民法院は必要があると認めた場合、当事者から異議が申し立てられなかった内容について解釈、説明又は補足を行うよう鑑定人に求めることができる。

**第三十八条** 当事者が鑑定人の書面による回答を受領した後にも異議がある場合、人民法院は『訴訟費用納付弁法』第十一条の規定に従い、鑑定人の出廷費用を前納するよ

う異議のある当事者に通知するとともに、鑑定人に出廷を通知しなければならない。異議のある当事者が鑑定人の出廷費用を前納しなかった場合、異議を放棄したものとみなされる。

当事者双方は鑑定意見についていずれも異議がある場合、鑑定人の出廷費用を分担して前納するものとする。

**第三十九条** 鑑定人の出廷費用は、証人の出廷・証言費用の基準に従って計算され、敗訴した当事者が負担するものとする。鑑定意見に不明なところ又は欠陥があることで鑑定人の出廷が必要となる場合、出廷費用は鑑定人の自己負担とする。

人民法院は鑑定を委託した時に鑑定人の出廷費用が鑑定費用に含まれていると既に確定した場合、改めて当事者に前納を通知しない。

**第四十条** 当事者が再鑑定を申し立てるにあたって、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

- (一) 鑑定人が相応の資格を有しない場合。
- (二) 鑑定手続に重大な違法がある場合。
- (三) 鑑定意見の根拠が明らかに不十分である場合。
- (三) 鑑定意見が証拠として使用できないその他の状況。

前項第一号から第三号までの状況が存在する場合、鑑定人は既に受領した鑑定費用を払い戻さなければならない。払戻しを拒否した場合、本規定第八十一条第二項の規定に従って処分する。

鑑定意見の欠陥について、補正、補足鑑定又は補足の証拠質疑、再証拠質疑等の方法で解決できる場合、人民法院は再鑑定の申立を許可しない。

再鑑定する場合、原鑑定意見は事件の事実を認定するための根拠としてはならない。

**第四十一条** 一方当事者が専門的な問題について関連機構又は人員に自ら委託して提示させた意見について、他方当事者がこれを反駁するのに足りる証拠又は理由を持っており、かつ、鑑定を申し立てた場合には、人民法院はこれを許可しなければならない。

**第四十二条** 鑑定意見が採用された後に、鑑定人が正当な理由なく鑑定意見を取り消した場合、人民法院は鑑定費用の払戻しを命じなければならず、さらに情状に応じて、『民事訴訟法』第百十一条の規定に従って鑑定人に処罰を与えることができる。当事者は、鑑定人がこれにより増加した合理的費用を負担すべきと主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

人民法院は、鑑定意見を採用した後に鑑定人による取消しを許可した場合、鑑定費用の払戻しを鑑定人に命じなければならない。

**第四十三条** 人民法院は、検証前に検証の時間と場所を当事者に通知しなければならない。当事者が参加しないことは、検証の実施に影響を与えない。

当事者は、検証事項について人民法院に解釈及び説明を行うことができ、検証過程に



おける重要事項に注意を払うよう、人民法院に請求することができる。

人民法院は、物証又は現場の検証にあたって、記録を作成し、検証の時間、場所、検証人、立会人、検証の経緯・結果を記録し、検証人、立会人による署名又は捺印を得なければならない。作成された現場見取図について、作成の時間、方位、作成者の氏名、身分等の内容を明記しなければならない。

**第四十四条** 関連単位が作成した、事件の事実に関連する書類、資料を抜粋するにあたっては、出所を明記し、かつ作成単位又は保管単位の捺印を受けなければならない。抜粋人及び他の調査官が抜粋文書に署名又は捺印しなければならない。

抜粋した文書や資料は、内容の相応の完全性を維持しなければならない。

**第四十五条** 当事者が『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第一百二十二条の規定に従って相手方当事者に書証の提出を命じるよう人民法院に申し立てる場合、申立書には提出が申し立てられた書証の名称又は内容、当該書証で証明する必要がある事実及び当該事実の重要性、相手方当事者が当該書証を管理しているとする根拠及び当該書証を提出すべき理由を明記しなければならない。

相手方当事者が書証を管理していることを否定した場合、人民法院は法律規定、習慣等の要素に基づき、事件の事実、証拠を踏まえて、書証が相手方当事者の管理下にあるか否かの事実を総合的に判断しなければならない。

**第四十六条** 人民法院は当事者による書証提出の申立を審査するにあたって、相手方当事者の意見を聴取しなければならない。必要に応じて、当事者双方に証拠の提供、弁論を求めることができる。

当事者から提出が申し立てられた書証が不明確で、書証が要証事実の証明に必要ではなく、要証事実が裁判結果に実質的な影響を与えず、書証が相手方当事者に管理されておらず又は本規定第四十七条の状況に該当しない場合、人民法院はこれを許可しない。

当事者の申立理由が成立する場合、人民法院は、相手方当事者に書証の提出を命じる裁定を下さなければならない。理由が成立しない場合、申立人に通知する。

**第四十七条** 次の各号に掲げる状況において、書証を管理する当事者は書証を提出しなければならない。

- (一) 書証を管理する当事者が訴訟において引用した書証。
- (二) 相手方当事者の利益のために作成された書証。
- (三) 相手方当事者が法律の規定に従って閲覧、取得する権利がある書証。
- (四) 帳簿、記帳の原始証憑。
- (五) 人民法院が書証を提出すべきと認めたその他の状況。

前項に掲げる書証は国家秘密、営業秘密、当事者又は第三者のプライバシーに関わるか、又は法律に規定された守秘すべき状況が存在する場合、提出後に証拠質疑を公開して実行してはならない。

**第四十八条** 書証を管理する当事者が正当な理由なく書証の提出を拒否した場合、人民法院は、相手方当事者の主張する書証内容が真実であると認定することができる。

書証を管理する当事者が『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第百十三条に規定する状況に該当する場合、人民法院は、相手方当事者が主張する、当該書証によって証明しようとする事実が真実であると認定することができる。

### 三、挙証期間及び証拠交換

**第四十九条** 被告は、答弁期間満了前に書面にて答弁を提出し、原告の訴訟上の請求並びにその根拠となる事実及び理由について意見を述べなければならない。

**第五十条** 人民法院は、審理前の準備段階において、挙証通知書を当事者に送達しなければならない。

挙証通知書には、挙証責任の配分原則と要求、人民法院に調査・証拠収集を申し立てることができる状況、人民法院が事件の状況に応じて指定した挙証期間及び期間が過ぎた後に証拠を提出する場合の法的結果等の内容を明記しなければならない。

**第五十一条** 挙証期間は、当事者で協議し、人民法院の許可を受けることができる。

人民法院が挙証期間を指定する場合、第一審通常手続を適用して審理された事件については15日以上でなければならない、当事者が新たな証拠を提出した第二審事件については10日以上でなければならない。簡易手続を適用して審理された事件については15日を上回ってはならず、小額訴訟事件の挙証期間は一般的に7日を上回ってはならない。

挙証期間が満了した後に、当事者が反対証拠を提出した場合又は既に提出した証拠の出所、形式等における欠陥を補正した場合、人民法院は情状酌量の上、挙証期間を改めて確定することができる。当該期間は前項に規定する期間の制限を受けない。

**第五十二条** 当事者が挙証期間内に証拠を提出するのに客観的な障害が存在することは、『民事訴訟法』第六十五条第二項に規定する「当事者は当該挙証期間内における証拠資料の提出が確かに困難である」状況に該当する。

前項の状況について、人民法院は当事者の挙証能力、挙証期間内に証拠を提出できない事由等の要素に応じて総合的に判断しなければならない。必要に応じて、相手方当事者の意見を聴取することができる。

**第五十三条** 訴訟過程において、当事者が主張している法律関係の性質又は民事行為の効力が人民法院が事実に基づいて行った認定に一致しない場合、人民法院は、法律関係の性質又は民事行為の効力を焦点を当てるべき問題として審理しなければならない。但し、法律関係の性質が裁判理由及び結果に影響を与えず、又は関連問題について当事者が既に十分に論議している場合、この限りではない。

前項の状況が存在し、当事者が法廷の審理状況に応じて訴訟上の請求を変更する場合、

人民法院はこれを許可し、かつ事件の具体的な状況に応じて挙証期間を新たに指定しなければならない。

**第五十四条** 当事者は、挙証期間の延長を申し立てる場合には、挙証期間満了前に人民法院に書面にて申し立てなければならない。

申立理由が成立する場合、人民法院はこれを許可し、挙証期間を適宜延長し、かつ他の当事者に通知しなければならない。延長された挙証期間は他の当事者に適用される。

申立理由が成立しない場合、人民法院はこれを許可せず、かつ申立人に通知する。

**第五十五条** 次の各号に掲げる状況が存在する場合、挙証期間は以下の方式で確定される。

(一) 当事者が『民事訴訟法』第二百二十七条の規定に従って管轄権異議を申し立てた場合、挙証期間が中断し、管轄権異議を却下する旨の裁定が発効した日から計算を再開する。

(二) 当事者を追加するか、独立した請求権のある第三者が訴訟に参加するか、又は独立した請求権のない第三者が人民法院からの通知を受けて訴訟に参加する場合、人民法院は本規定第五十一条の規定に従って新たに訴訟に参加する当事者のために挙証期間を確定しなければならない。当該挙証期間は他の当事者に適用される。

(三) 差戻し・再審事件について、第一審人民法院は事件の具体的な状況と差戻し・再審の事由を踏まえて、情状酌量の上、挙証期間を確定することができる。

(四) 当事者が訴訟上の請求を追加、変更し、又は反訴を提起した場合、人民法院は事件の具体的な状況に応じて挙証期間を改めて確定しなければならない。

(五) 公告送達の場合、挙証期間は広告期間が満了した翌日から起算する。

**第五十六条** 人民法院が『民事訴訟法』第三百三十三条第四号の規定に従い、証拠交換を組織することによって審理前の準備を行う場合、証拠交換の日を挙証期間満了の日とする。

証拠交換の時間は、当事者の協議により合意し、かつ人民法院の認可を受けてもよければ、人民法院が指定してもよい。当事者が挙証期間の延期を申し立てかつ人民法院の許可を得た場合、証拠交換日はそれに応じて順延する。

**第五十七条** 証拠交換は、裁判官の主宰の下で行われなければならない。

証拠交換過程において、裁判官は、当事者から異議が申し立てられなかった事実や証拠について記録に編綴しなければならない。異議が申し立てられた証拠について、証明の必要がある事実に応じて分類して記録に編綴し、かつ異議申立の理由を記載しなければならない。証拠交換により、当事者双方の争議の主要問題を確定する。

**第五十八条** 当事者は相手方の証拠を受領した後に反対証拠があつて提出する必要がある場合、人民法院は証拠交換を改めて組織しなければならない。

**第五十九条** 人民法院は、期限を過ぎて証拠を提出した当事者に対して罰金を科する

場合、当事者が期限を過ぎて証拠を提出した際の主観的過失の程度、訴訟遅延の状況、訴訟対象物の金額等の要素を踏まえて、罰金額を確定することができる。

#### 四、証拠質疑

**第六十条** 当事者が審理前の準備段階又は人民法院の調査、尋問過程において質疑意見を述べた証拠は、質疑を経た証拠とみなされる。

人民法院は、当事者が書面による質疑意見の表明を求め、相手方当事者の意見を聴取した上で必要があると認めた場合、これを許可してもよい。人民法院は、書面による質疑意見を速やかに相手方当事者に送付しなければならない。

**第六十一条** 書証、物証、視聴覚資料について証拠質疑を行うにあたって、当事者は証拠の原本又は原物を提示しなければならない。但し、次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、この限りではない。

(一) 原本又は原物の提示が確かに困難で、かつ人民法院が複製物又は複製品の提示を許可した場合。

(二) 原本又は原物が既に存在していないが、複製物や複製品が原本又は原物と一致することを証明する証拠がある場合。

**第六十二条** 証拠質疑は、一般的に次の各号に掲げる順序で行う。

(一) 原告が証拠を提示し、被告及び第三者が原告に証拠質疑を行う。

(二) 被告が証拠を提示し、原告及び第三者が被告に証拠質疑を行う。

(三) 第三者が証拠を提示し、原告及び被告が第三者に証拠質疑を行う。

人民法院が当事者の申立により調査・収集した証拠については、裁判官が証拠の調査・収集状況を説明した後に、申立をした当事者が相手方当事者、第三者に証拠質疑を行う。

人民法院が職権により調査・収集した証拠については、裁判官が証拠の調査・収集状況を説明した後に、当事者の意見を聴取する。

**第六十三条** 当事者は事件事実について如実で完全に陳述しなければならない。

当事者の陳述がこれまでの陳述に一致しない場合、人民法院はその理由の説明を命じ、かつ当事者の訴訟能力、証拠及び事件の具体的な状況を踏まえて審査・認定しなければならない。

当事者が故意に虚偽の陳述をして人民法院の審理を妨害した場合、人民法院は情状に応じて、『民事訴訟法』第百十一条の規定に従って処罰しなければならない。

**第六十四条** 人民法院は必要があると認めた場合、当事者本人が出席し、事件の関連事実について尋問を受けるよう求めることができる。

人民法院は当事者に対して出席して尋問を受けるよう求める場合、尋問の時間、場所、出席拒否の結果等の内容を当事者に通知しなければならない。

**第六十五条** 人民法院は尋問前に、誓約書に署名するとともに誓約書の内容を読み上

げるよう当事者に命じなければならない。

誓約書には、「事実を陳述することを保証する」、「隠蔽、歪曲、増減が全くない」、「虚偽の陳述をした場合に処罰を受けなければならない」等の内容を明記しなければならない。当事者は誓約書に署名、捺印しなければならない。

当事者が誓約書を読み上げられない正当な理由がある場合、書記官がこれを読み上げかつ説明する。

**第六十六条** 当事者が正当な理由なく出席、署名又は誓約書の読み上げを拒否した場合又は尋問を受けないとした場合、人民法院は事件の状況を総合して、要証事実の真偽を判断しなければならない。要証事実を証明できる他の証拠がない場合、人民法院は当該当事者に不利な認定をしなければならない。

**第六十七条** 意思を正確に伝達できない者は、証人としてすることができない。

要証事実がその年齢、知力又は精神的健康状態に適合する民事行為無能力者及び制限民事行為能力者は、証人としてすることができる。

**第六十八条** 人民法院は証人に対し、出廷・証言し、裁判官及び当事者の尋問を受けるよう求めなければならない。証人は、審理前の準備段階において又は人民法院の調査、尋問等で当事者双方が出席した時に証言を陳述した場合、出廷・証言したものとみなされる。

証人の他の方式による証言について、当事者双方が同意しかつ人民法院の許可を得た場合、証人は出廷・証言しなくてもよい。

正当な理由なく出廷しなかった証人が書面等の方式で提供した証言は、事件事実を認定するための根拠としてはならない。

**第六十九条** 当事者は証人の出廷・証言を申し立てる場合、挙証期間満了前に人民法院に申立書を提出しなければならない。

申立書には、証人の氏名、職業、住所、連絡先、証言の主要内容、証言と要証事実との関連性及び証人による出廷・証言の必要性を明記しなければならない。

『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は職権により証人に出廷・証言するよう通知しなければならない。

**第七十条** 人民法院は証人による出廷・証言の申立を許可した場合、通知書を証人に送達するとともに当事者双方に告知しなければならない。通知書には、証人による証言の時間、場所、証言の事項、要求及び偽証の法的結果等の内容を明記しなければならない。

当事者から申し立てられた証人による出廷・証言の事項が要証事実と無関係である場合又は証人に出廷・証言するよう通知する必要がない場合、人民法院は当事者の申立を許可しない。

**第七十一条** 人民法院は証人に対し、証言の前に誓約書に署名するとともに法廷で誓約書の内容を読み上げるよう求めなければならない。但し、民事行為無能力者及び制限民事行為能力者を証人とする場合を除く。

証人が確かに誓約書を読み上げられない正当な理由がある場合、書記官が代わりに読み上げかつ説明する。

証人は誓約書への署名又は読み上げを拒否した場合、証言をしてはならず、かつ自ら関連費用を負担するものとする。

証人の誓約書の内容には、当事者の誓約書の関連規定を適用する。

**第七十二条** 証人は身を持って感知した事実を客観的に陳述しなければならない。証言にあたって推測、推断又は評論的な言葉を使用してはならない。

証人は証言前に法廷審理を傍聴してはならず、証言にあたって、事前に準備した書面資料を読み上げる方法で証言を陳述してはならない。

証人は言語表現の障害がある場合、他の表現方法で証言することができる。

**第七十三条** 証人はその証言する事項について連続して陳述しなければならない。

当事者及びその法廷代理人、訴訟代理人又は傍聴者が証人の陳述を妨害した場合、人民法院はこれを速やかに阻止し、必要な場合、『民事訴訟法』第百十条の規定に従って処罰することができる。

**第七十四条** 裁判官は証人を尋問することができる。当事者及びその訴訟代理人は、裁判官の許可を得た上で証人を尋問することができる。

証人を尋問する際に、他の証人は立ち会ってはならない。

人民法院は必要と認めた場合、証人間の対質を求めることができる。

**第七十五条** 証人は出廷・証言した後に、人民法院に証人の出廷・証言費用の支払を申し立てることができる。証人は困難があつて出廷・証言費用を事前に領収する必要がある場合、人民法院は証人の申立により出廷・証言の前に支払うことができる。

**第七十六条** 証人は確かに困難があつて出廷・証言できず、書面による証言、視聴覚伝送技術又は視聴覚資料等の方式で証言することを申し立てる場合、人民法院に申立書を提出しなければならない。申立書には、出廷できない具体的な事由を明記しなければならない。

『民事訴訟法』第七十三条に規定する状況に該当する場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

**第七十七条** 証人は人民法院の許可を得て、書面による証言方式で証言する場合、誓約書に署名しなければならない。視聴覚伝送技術又は視聴覚資料の方式で証言する場合、誓約書に署名するとともに誓約書の内容を読み上げなければならない。

**第七十八条** 当事者及びその訴訟代理人による証人への尋問は要証事実と無関係であるか、又は証人への脅迫、侮辱又は不当な誘引等の状況がある場合、裁判官はこれを

速やかに阻止しなければならない。必要な場合、『民事訴訟法』第一百条、第一百一条の規定に従って処罰することができる。

証人が故意に虚偽の陳述をし、訴訟参加者又は他人が暴力、脅迫、賄賂等の方法で証人の証言を妨害し、又は証人の証言後に侮辱、誹謗、中傷、恐喝、殴打等の方法で証人に攻撃をかけて報復した場合、人民法院は情状に応じて、『民事訴訟法』第一百一条の規定に従って、行為者を処罰しなければならない。

**第七十九条** 鑑定人が『民事訴訟法』第七十八条の規定に従って出廷・証言する場合、人民法院は開廷審理の3日前に出廷の時間、場所及び要求を鑑定人に通知しなければならない。

機構に鑑定を委託した場合、鑑定担当者が機構を代表して出廷しなければならない。

**第八十条** 鑑定人は鑑定事項について当事者の異議と裁判官の尋問に誠実に回答しなければならない。法廷での回答が確かに困難な場合、人民法院の許可を得て、法廷審理の終了後に書面にて回答することができる。

人民法院は書面による回答書を速やかに当事者に送付し、かつ当事者の意見を聴取しなければならない。必要な場合、証拠質疑を改めて組織してもよい。

**第八十一条** 鑑定人が出廷・証言を拒否した場合、鑑定意見は事件の事実を認定するための根拠としてはならない。人民法院は関係主管部門又は組織に対し、出廷・証言を拒否した鑑定人を処罰するよう提案しなければならない。

当事者が鑑定費用の払戻しを求めた場合、人民法院は3日以内に裁定し、鑑定人に払戻しを命じなければならない。払戻しを拒否した場合、人民法院が法により執行するものとする。

当事者が鑑定人による出廷・証言の拒否により再鑑定を申し立てた場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

**第八十二条** 法廷の許可を得た場合、当事者は鑑定人、検証人に尋問することができる。

鑑定人、検証人に尋問するにあたって、脅迫、侮辱等不適切な言葉や方法を使用してはならない。

**第八十三条** 当事者が『民事訴訟法』第七十九条及び『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第二百二十二条の規定に従い、専門知識のある者の出廷を申し立てる場合、申立書には、専門知識のある者の基本的状況及び申立の目的を明記しなければならない。

人民法院は当事者の申立を許可した場合、当事者双方に通知しなければならない。

**第八十四条** 裁判官は専門知識のある者を尋問することができる。法廷の許可を得た場合、当事者は専門知識のある者を尋問ことができ、当事者が各自申し立てた専門知識のある者は事件における関連問題について対質することができる。

専門知識のある者は、鑑定意見に対する質疑又は専門的問題について意見陳述以外の法廷審理活動に参加してはならない。

## 五、証拠の審査認定

**第八十五条** 人民法院は、証拠により証明できる事件事実を根拠とし、法により裁判しなければならない。

裁判官は、法定手続に従って証拠を全面的かつ客観的に審査し、法律の規定を踏まえて、裁判官の職業道徳に従い、論理的推理と日常生活の経験を活用して、証拠の証明力の有無及び証明力の程度について独自の判断を行い、かつ判断の理由及び結果を公開しなければならない。

**第八十六条** 当事者による詐欺、脅迫、悪意ある共謀事実の証明、及び口頭遺言又は贈与事実の証明について、人民法院は当該要証事実の存在の可能性を確信し、合理的な疑いを排除できる場合、当該事実が存在すると認定しなければならない。

訴訟保全、忌避等の手続事項に関する事実について、人民法院は当事者の説明及び関連証拠を踏まえて、関連事実が存在する可能性が大きいと認めた場合、当該事実の存在を認定することができる。

**第八十七条** 裁判官は、単一証拠について次の面から審査・認定することができる。

(一) 証拠が原本・原物であるか否か、複製物・複製品が原本・原物に合致するか否か。

(二) 証拠が本件の事実に関連しているか否か。

(三) 証拠の形式、出所が法律の規定に合致するか否か。

(四) 証拠の内容が真実であるか否か。

(五) 証人又は証拠を提供した者が、当事者と利害関係を有するか否か。

**第八十八条** 裁判官は、事件の全ての証拠について、各証拠と事件事実との関連性、各証拠間の関係等から総合的に審査・判断しなければならない。

**第八十九条** 当事者が訴訟過程において認可した証拠について、人民法院はこれを確認しなければならない。但し、法律、司法解釈に別途規定がある場合を除く。

当事者が認可した証拠を取り下げた場合、『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第二百二十九条の規定に従って処理する。

**第九十条** 次に掲げる証拠は、単独で事件事実を認定するための根拠としてはならない。

(一) 当事者の陳述。

(二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者によるその年齢、知力又は精神的健康状況に相応しくない証言。

(三) 一方当事者又はその代理人と利害関係を有する証人が陳述した証言。



(四) 疑問点のある視聴覚資料、電子データ。

(五) 原本・原物と照合できない複製物・複製品。

**第九十一条** 公文書書証の作成者が文書の原本に基づいて作成した、内容の一部又は全部が記載された副本は、正本と同一の証明力を有する。

国家機関にファイリングされた文書の複製物、副本、抜粋の内容が原本と一致するとファイリング部門又は原本作成機関によって証明された場合、当該複製物、副本、抜粋は原本と同一の証明力を有する。

**第九十二条** 私文書書証の真実性についての挙証責任は、私文書書証で事件事実を証明すると主張した当事者が負担する。

私文書書証に作成者又はその代理人が署名、押印又は捺印した場合、真実なものとして推定される。

私文書書証に削除、訂正、追加又はその他の形式の欠陥がある場合、人民法院は事件の具体的な状況を総合して、その証明力を判断しなければならない。

**第九十三条** 人民法院は電子データの真実性について、次の各号に掲げる要素を踏まえて総合的に判断しなければならない。

(一) 電子データの生成、保存、伝送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が完全、確実であるか。

(二) 電子データの生成、保存、伝送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が正常に動作しているか、又は正常に動作していない場合に電子データの生成、保存、伝送に影響を与えるか。

(三) 電子データの生成、保存、伝送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境がエラー防止のための有効な監視、検証手段を備えるか。

(四) 電子データが完全に保存、伝送、抽出されているか、保存、伝送、抽出の方法が確実であるか。

(五) 電子データが正常な往来活動において形成・保存されているか。

(六) 電子データを保存、伝送、抽出する主体が適切であるか。

(七) 電子データの完全性と信頼性に影響を与えるその他の要素。

人民法院は必要があると認めた場合、鑑定又は検証等の方法で電子データの真実性を審査・判断することができる。

**第九十四条** 電子データに次の各号に掲げる状況がある場合、人民法院はその真実性を確認することができる。但し、反駁するのに足りる反対証拠がある場合を除く。

(一) 当事者から提出又は保管された自己に不利な電子データ。

(二) 電子データの記録・保存を行う中立の第三者プラットフォームから提供又は確認されたもの。

(三) 正常な業務活動において形成されたもの。

(四) ファイル管理方式で保管されたもの。

(五) 当事者の約定した方式で保存、伝送、抽出されたもの。

電子データの内容が公証機関によって公証された場合、人民法院はその真実性を確認しなければならない。但し、それを覆すのに足りる反対証拠がある場合を除く。

**第九十五条** 一方当事者が証拠を管理しているにもかかわらず正当な理由なくその提出を拒否し、かつ要証事実について挙証責任を負う当事者が、当該証拠の内容が管理者に不利であると主張した場合、人民法院は当該主張が成立すると認定することができる。

**第九十六条** 人民法院は、証人の証言の認定にあたって、証人の知力、品格、知識、経験、法意識及び専門的スキル等に対する総合的な分析によって判断することができる。

**第九十七条** 人民法院は、裁判文書において、証拠を採用する又はしない旨の理由を述べなければならない。

当事者に争議がない証拠について、採用する又はしない旨の理由は、裁判文書に記載しなくてもよい。

## 六、その他

**第九十八条** 証人、鑑定人、検証人の合法的権益を、法により保護する。

当事者又はその他の訴訟参加者は、証拠を偽造、毀滅し、虚偽の証拠を提出し、証人による証言を妨害し、他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させ、又は証人、鑑定人、検証人に攻撃をかけて報復した場合、『民事訴訟法』第百十条、第百十一条の規定に従って処分する。

**第九十九条** 本規定において証拠保全に関する規定がない場合、法律、司法解釈の財産保全に関する規定を準用する。

法律、司法解釈に別段の規定がある場合を除き、当事者、鑑定人、専門知識のある者に対する尋問は、本規定における証人尋問に対する規定を準用する。書証に関する規定は視聴覚資料、電子データに適用される。電子コンピューター等の電子媒体に記憶される視聴覚資料には、電子データの規定を適用する。

**第一百条** 本規定は2020年5月1日より施行される。

本規定の公布・施行後に、最高人民法院が以前に公布した、本規定と一致しない司法解釈は適用されなくなる。

出所：最高人民法院 2019年12月25日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-212721.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記

するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。